

葉山小学校いじめ防止基本方針

津野町立葉山小学校

平成30年2月改定

目 次

1	はじめに	1
2	いじめの防止等のための基本理念	1
3	いじめの定義	2
4	いじめの認識	2
5	校内いじめ防止対策委員会	2
(1)	組織の役割	2
(2)	組織の構成員	3
(3)	組織運営上の留意点	3
6	いじめ防止の取組	3
(1)	学校集団作り	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	人権教育・道徳教育の充実	4
(4)	授業づくり	5
(5)	生徒指導	5
(6)	教職員の資質指導力の向上	5
(7)	ネット上のいじめの防止	6
(8)	教職員が子供と向き合うことのできる時間の確保	6
(9)	学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進	6
7	重大事案への対応	7
8	いじめ防止対策年間計画	8
9	いじめの防止等に係る取組のチェックシート	9

葉山小学校いじめ防止基本方針

津野町立葉山小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた子供たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、まさに「人権に関わる重大な問題」である。全教職員は、いじめをおこなう行為はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じ、組織的に対応することが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、これまで、全教育活動を通して、道徳教育や人権教育を推進することで、いじめの未然防止について全校を挙げて推進してきた。また、学級の中で、いじめに関わる問題については、家庭と連携を図りながら、きめ細かな対応を心がけ、学校全体の問題として取り組んできた。しかしながら、その組織体制や取り組みには、まだまだ十分なものとはいえない部分があり、常に見直しや改善を図らなければならない。

本年度、高知県教育委員会・津野町教育委員会が基本方針を改訂したことを見て、本校では、学校教育理念に基づき、全ての児童の健全な成長のために、ここに「葉山小学校いじめ防止基本方針」を改訂する。この基本方針は、学校教育目標を踏まえ、本校の目指す子供像や学校像、津野町いじめ防止基本方針をもとに、学校としてのいじめ問題への取組や組織体制を示すものとする。

2 いじめの防止等のための基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係することであることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならぬ。

また、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。そのためには、町教育委員会、家庭、地域住民、その他関係機関と連携が必須である。

本校は、この基本理念の下、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための

対策に取り組んでいくこととする。

3 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

4 いじめの認識

いじめは、「どの子供にも、どの学校でも起りうるものである」という認識をもつこと。加害者・被害者という二者関係だけでなく、周囲の児童にもいじめを認識させる取組が必要である。個々の行為が「いじめ」に当たる否かについては、表面的、形成的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（本校では「校内いじめ防止対策委員会」）を活用して行う。

5 校内いじめ防止対策委員会

（1）組織の役割

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの防止対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童用）の作成・検証・修正を行う。
- ③ いじめに関する校内研修の企画・検討を行う。
- ④ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ⑥ いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援・対応方針の決定、関係機関への連絡、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑦ 重大事案の調査のための組織として、学校はその調査等を行う母体とする。

(2) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員とする。また、個々のいじめの状況や、防止・早期発見・対処に当たって、そのつど学級担任等、関係の深い教職員を追加する。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員等の外部専門家の助言を得る。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、町教育委員会と連携し、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

6 いじめ防止の取組

(1) 学校集団づくり

いじめはどの子どもにも起こりうるという認識を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめを起こさないための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや、集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めていく。

(2) いじめの早期発見

① 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくいつで行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。

② いじめの実態把握

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、Q-U質問紙や体罰調査等の結果も合わせて、実施する。結果については、個別面談や家庭訪問などあらゆる手立てを用いて、適切に対応し、情報を共有する。

また、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。どんな内容であっても、子どもや保護者の訴えがあれば、必ず話の内容を聴きとり、真摯に受け取ることとする。

訴えがない場合でも、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようとする。

加えて、日記や連絡帳、自主学習ノートなどの記述には、必ずその日のうちに目を通し、児童がサインを送っていないか毎日確認することとする。

③ チェックリストの作成・共有

いじめ防止に関するチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。その際、課題のあった点については、速やかに改善する。

④ 相談体制の整備・充実

いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげるため、教職員間、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員により、「チーム学校」による組織的な教育相談体制の充実を図る。

常時、いじめの相談に応じることができる体制を整備し、児童生徒から活用されるよう、積極的に周知する。特に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、学校のいじめ対策組織の構成員となっており、そのことを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。なお、周知の際には児童生徒に対し、自ら周囲に相談し、援助を求めることが重要性を理解させるよう努める。

(3) 人権教育・道徳教育の充実

子供の居場所づくりや絆づくりをキーワードに、児童の心に寄り添いつつ、人権教育・道徳教育を基盤とする学校づくりを進めていく。

- ① すべての児童に、集団の一員としての自覚や自尊感情を育む。
- ② 違いを認め、互いを認め合える人間関係、学校風土をつくりだしていく。
- ③ 支援の必要な児童、障がいのある児童についての理解を深め、ともに生活していくことの大切さがわかる教育を行う。
- ④ 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくことや、互いに関わり絆を深めていくことができるような学校行事や学級行事等を計画する。

(4) 授業づくり

- ① どの子にもわかる授業づくりを進める。教師主導型の授業ではなく、すべての児童が主体的に参加・活躍できるための授業改善を行う。
- ② 教科の観点からだけではなく、「人権の視点」から授業を参観し合い、互いに参考にしながら全教職員で取り組む体制をつくる。
- ③ 共に学ぼうとする態度、特に発表の仕方や聞き方などを指導し、児童が安心して授業を受けることができる学習規律を、すべての学級で指導する。
- ④ 日々の授業の中で、人を大事にし、友だちの意見を心から聴く態度を育っていく。

(5) 生徒指導

学校生活での規律が乱れると、いじめが起こりやすくなることから、生徒指導の観点で、きめの細かい予防的な指導を行う。

- ① 朝夕のあいさつが、だれに対しても当たり前にできるように指導する。
- ② 鞄の整頓やかさの整頓、協力して掃除を行う態度など、日々評価を入れながら指導する。
- ③ 児童自身が、いじめを自分たちの問題としてとらえ、自分たちができるることを主体的に考え、行動できるように働きかける。
- ④ いじめをしている児童や周りで見てはやし立てている児童を見て、教職員も児童も、それを容認することがないようにする。

(6) 教職員の資質指導力の向上

① 全教職員の共通理解

学校におけるいじめの未然防止の取組については、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、組織的な協力体制を確立して実践に当たる。

② 校内研修の充実

年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力向上を図るために校内研修を行う。

また、実際の事例を取り上げ、具体的な対応が可能となるような研修を企画・実施する。

③ 研修への積極的参加

教職員を対象とする教育センター等の研修へ、積極的な参加を促す。また、管理職等においては、校内で人権教育の推進やいじめ防止に関する研修を実施し、いじめ問題等に対する組織的な未然防止体制の充実を図る。

(7) ネット上のいじめの防止

インターネット上のいじめは、外部から見えにくく、匿名性が高いなどの性質を有するため、大人が知らないところでいじめが行われていることがある。一度インターネット上で拡散してしまった画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であるため、苦しんでいる児童生徒が数多くいること、また、現在、スマートフォンなどの端末を利用したいじめやトラブルが数多く発生していることを、児童に理解させる必要がある。

そのためには、警察等の協力を得て、講話や授業を通して、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、「情報モラル教育」の充実を図るとともに、保護者に対する啓発活動も併せて積極的に行う。

(8) 教職員が子供と向き合うことのできる時間の確保

教職員が子供たちと向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に、チーム学校として組織的に取り組んでいくことができるような体制をつくる。その際、授業中だけでなく、休み時間も児童の様子に気を配るとともに、児童の話を聞いて、子供たちと向き合うことができる時間を確保する。

(9) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進

① P T A や地域の関係団体との連携促進

P T A や地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子供を取り巻く諸問題や、子供のサインに気付く方法、法の趣旨及び法に基づく対応等に関する研修の機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進するとともに、いつでも悩みを相談できる教育相談事業に関する周知を図る。

また、インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関する P T A や家庭でのルールづくりを推進する。

② 地域とともにある学校づくり

学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子供を育み、いじめの解決を進めていくために、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等、学校を運営する組織等の場において、学校のいじめの防止等の取組について報告し、検証するなど、いじめ問題を、地域ぐるみで共有し対応する仕組みづくりを進める。

また、地域ぐるみで子供の育ちを支援する体制づくりとして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員に協力を要請するとともに、放課後子供教室や児童民生委員など、学校・家庭・地域の連携・協働により、地域ぐるみで子供の育ちを支援する体制づくりを行い、普段から、子供たちの居場所づくりや子供の自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。

7 重大事案への対応

重大事案が発生した場合、その対応については、以下の事項に留意のうえ、適切に対処する。

- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）
- ・「津野町いじめ防止基本方針」（平成29年 津野町教育委員会）

（1）重大事案の発生報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに町教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

① 重大事案の調査

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、速やかに報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事案ではないと断言できないことに留意する。

② 調査を行うための組織について

調査の主体は、学校又は学校の設置者となる。なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

③ 質問紙調査の実施について

- ア いじめられた児童生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
- イ いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ウ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- エ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

（調査結果の報告）

調査結果については、町教育委員会に報告する。面談などは、調査の結果を踏まえて実施し、個々の事例について、聴き取りを行い、詳細に把握する。結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合がある。

8 いじめ防止対策 年間計画

月	職員会・校内研 ・学校運営協議会	未然防止の取組	早期発見の取組	主な学校行事
4	職員に基本方針の周知 いじめ防止対策委員会 いじめに関する情報共有 学校運営協議会(第1回)	PTAへの周知・協力 依頼		入学式・始業式 PTA総会 家庭訪問
5	アンケートの分析・報告		個人面談 いじめアンケートの実施	修学旅行
6	学校運営協議会(第2回) Q-Uアンケートの分析	いじめアンケートの 結果報告・協議	Q-Uアンケートの実施 個人面談	道徳参観日
7	いじめ防止対策委員会	いじめに関する講話	保護者面談	終業式 せんだん祭り
8	いじめに関する研修			始業式 長期宿泊体験
9	いじめ対策委員会の報 告・周知 学校運営協議会(第3回)		いじめアンケートの実施	運動会
10		いじめ防止キャンペ ーン(運営委員会)		就学時検診
11	学校運営協議会(第4回)			
12	いじめ対策委員会の報 告・周知 Q-Uアンケートの分析		Q-Uアンケートの実施 個人面談	感謝祭 終業式
1	学校評価アンケートの報 告 学校運営協議会(第5回)	学校評価アンケート の結果分析	学校評価・学校関係者評 価の実施	道徳参観日
2	学校運営協議会(第6回)		個人面談 いじめアンケートの実施	参観日 中学校1日入学
3	職員会議(取組反省、次年 度に向けての取組検討)			卒業式 終了式・離任式

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックシート

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

	項目	チェック
授業づくり・ 学校づくり	生徒が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4 3 2 1
	全ての生徒が参加できる授業づくりに努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1
生徒理解 集団づくり	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4 3 2 1
	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4 3 2 1
		4 3 2 1
生徒指導	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4 3 2 1
	生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1
資質能力向上 教職員の 向上	教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4 3 2 1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4 3 2 1
		4 3 2 1

2 いじめの早期発見、早期対応等

	項目	チェック
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、生徒の実態把握に努めている	4 3 2 1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4 3 2 1
	生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4 3 2 1
		4 3 2 1
いじめの対応等	被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4 3 2 1
	加害生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

	項目	チェック
	学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4 3 2 1
	生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4 3 2 1
	P T A 活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4 3 2 1